

■ 労働者等

用語	法律	定義
労働者	労働基準法	「労働者」とは、職業の種類を問わず、 事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者 をいう。
	労働安全衛生法 最低賃金法 賃金支払確保法	「労働者」とは、労働基準法第9条に規定する労働者（ 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く ）をいう。
	労働組合法	「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる 収入によって生活する者 をいう。
短時間労働者	パートタイム労働法	「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い労働者をいう。
短時間就労者	雇用保険法	「短時間就労者」とは、1週間の所定労働時間が同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、 40時間数未満 である者をいう。
		短時間就労者又は派遣労働者であっても、 31日以上 引き続き雇用されることが見込まれる者であって、1週間の所定労働時間が 20時間以上 である者については、雇用保険の被保険者となる。（平成22年4月1日より適用）
派遣労働者	労働者派遣法	「派遣労働者」とは、事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう。
日雇労働者	雇用保険法	「日雇労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者（前2ヶ月の各月において 18日以上 同一の事業主の適用事業に雇用された者を除く）をいう。 ①日々雇用される者 ② 30日以内 の期間を定めて雇用される者
	健康保険法	「日雇労働者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 ① 臨時 に使用される者であって、日々雇入れられる者（同一の事業所において、 1ヶ月を超え 引き続き使用されるに至った場合を除く） ② 臨時 に使用される者であって、 2ヶ月以内 の期間を定めて使用される者（同一の事業所において、 所定の期間を超え 引き続き使用されるに至った場合を除く） ③ 季節的業務 に使用される者（ 継続して4ヶ月を超えて 使用されるべき場合を除く） ④ 臨時的事業の事業所 に使用される者（ 継続して6ヶ月を超えて 使用されるべき場合を除く）

■ 使用者等

用語	法律	定義
使用者	労働基準法	「使用者」とは、 事業主又は事業の経営担当者 その他その事業の労働者に関する事項について、 事業主のために行為をするすべての者 をいう。
	最低賃金法	「使用者」とは、労働基準法第10条に規定する使用者をいう。
事業者	労働安全衛生法	「事業者」とは、事業を行う者で、 労働者を使用するもの をいう。

■ 賃金等

用語	法律	定義
賃金	労働基準法	「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、 労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの をいう。
	最低賃金法 賃金支払確保法	「賃金」とは、労働基準法第11条に規定する賃金をいう。
	雇用保険法 労働保険徴収法	「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、 労働の対償として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもの で支払われるものであって、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く)をいう。
報酬	健康保険法 厚生年金保険法	「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、 労働の対償として受けるすべてのもの をいう。ただし、 臨時に受けるもの及び3ヶ月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。
賞与	健康保険法 厚生年金保険法	「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、 労働の対償として受けるすべてのもの のうち、 3ヶ月を超える期間ごとに受けるもの をいう。

■ 「平均賃金」と「賃金日額」

労働基準法の「平均賃金」	
<p>「平均賃金」とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3ヶ月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の①又は②によって計算した金額を下つてはならない。</p>	
■ 原則	$\text{平均賃金} = \frac{\text{算定事由の発生した日以前3ヶ月間に支払われた賃金総額}}{\text{算定事由の発生した日以前3ヶ月間の総日数}}$
① 賃金の日給・時間給・出来高払制その他の請負制によって定められている場合	$\text{平均賃金} = \frac{\text{算定事由の発生した日以前3ヶ月間に支払われた日給、時間給、出来高払制等の賃金総額}}{\text{算定事由の発生した日以前3ヶ月間の労働日数}} \times \frac{60}{100}$
② 月給や週給制等と日給・時間給・出来高払制その他の請負制との併用があった場合	$\text{平均賃金} = \frac{\text{算定事由の発生した日以前3ヶ月間に支払われた月給、週給等の賃金総額}}{\text{算定事由の発生した日以前3ヶ月間の総日数}} + \text{①の金額}$
■ 期間中の日数及び賃金の両方も算定基礎から除外されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ①業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間 ②産前産後の女性が第65条の規定によって休業した期間 ③使用者の責めに帰すべき事由によって休業した期間 ④育児介護休業法に規定する育児休業又は介護休業をした期間 ⑤試みの使用期間
■ 賃金総額の算定の基礎から除外されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ①臨時に支払われた賃金 ②3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 ③通貨以外のもので支払われた賃金で、法令又は労働協約の定めに基づかないもの
雇用保険法の「賃金日額」	
<p>「賃金日額」は、算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の6ヶ月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額とする。ただし、この額が、次の①又は②によって計算した額に満たないときは、①又は②によって計算した額が賃金日額とされる。</p>	
■ 原則	$\text{賃金日額} = \frac{\text{算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の6ヶ月間に支払われた賃金総額}}{180\text{日}}$
① 賃金の日給・時間給・出来高払制その他の請負制によって定められている場合	$\text{賃金日額} = \frac{\text{算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の6ヶ月間に支払われた賃金総額}}{\text{算定対象期間において被保険者期間として計算された最後の6ヶ月間の労働日数}} \times \frac{70}{100}$
② 賃金の一部が月、週その他一定の期間によって定められている場合	$\text{賃金日額} = \frac{\text{その部分の総額}}{\text{その期間の総日数(月の場合は1ヶ月を30日とする)}} + \text{①の金額}$
■ 賃金総額の算定の基礎から除外されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ①臨時に支払われる賃金 ②3ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金